

令和7年度 調理師試験受験案内



厚生労働大臣指定試験機関

公益社団法人 調理技術技能センター

公益社団法人調理技術技能センターは、厚生労働大臣から指定を受けた調理師試験の指定試験機関です。
令和7年度は青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、愛知県、三重県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の31都県より委任を受け、試験を実施します。

1 試験日時

令和7年10月25日(土) 13時30分～15時30分

※13時までに指定の座席へ着席してください。

※試験会場及び交通手段については、「調理師試験を受験される方へ」を参照してください。

※天災地変などやむを得ない事情により試験を延期する場合は、試験前日までに当センターのホームページでお知らせいたしますので、必ず確認してください。

※延期となった場合は、令和7年12月13日(土)に再試験を実施します。詳細については、決定次第、当センターのホームページでお知らせします。

2 受験申請受付期間

受付期間・提出方法

令和7年5月7日(水)～6月3日(火)(当日消印有効)

※指定の受験申請用封筒に提出書類一式を封入のうえ、次の提出先に「簡易書留」で郵送してください。

提出先

公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当

住所：〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-5 JACCビル5階

電話番号：03-3667-1815

3 試験科目及び出題数等

試験科目

公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論、食文化概論

出題数及び出題形式

全60問、マークシートによる四肢択一方式

4 合否判定基準

原則として全科目の合計得点が満点の6割以上であるものを合格とします。

ただし、1科目でも得点が当該科目の平均点を著しく下回る場合は不合格とします。

5 受験手数料

受験手数料は、試験実施都県の条例により定められています。

金額及びお支払い方法については、「調理師試験を受験される方へ」を参照してください。

6 受験資格

次の【1】学歴かつ【2】職歴の条件を満たしている必要があります。

※宮城県、秋田県、福島県、茨城県、新潟県、愛知県、鳥取県、広島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県で受験される方は、「調理師試験を受験される方へ」も併せてご確認ください。

【1】学歴

次のいずれかに該当する者

- ①中学校卒業以上の者 ※学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条の規定に基づき、高等学校の入学資格を有する者
- ②旧制国民学校高等科の修了者、旧制中学校2年の課程の修了者又は調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）附則第3項の規定によりこれらの者と同等の学力があると認められる者

【2】職歴

調理師法施行規則第4条に定める次の施設で、正規職員として2年以上、調理業務に従事した者

①飲食店営業	旅館・簡易宿泊所を含む。喫茶店営業を除く。
②魚介類販売業	販売のみは除く。
③そうざい製造業 ④複合型そうざい製造業	煮物(佃煮を含む。)、焼物(炒め物を含む。)、揚げ物、蒸し物、酢の物、和え物及びこれらの食品に米飯やパンを組み合わせた食品を製造する営業
⑤寄宿舍、学校、病院等の給食施設	継続して1回20食以上又は1日50食以上飲食物を調理して供与する施設

職歴に関する注意事項

- (1) 正規職員以外（パート・アルバイト等）であっても、**週4日以上かつ1日6時間以上**の勤務（実働）を原則とし、反復継続的に調理業務に従事している場合は、職歴として認められます。
- (2) 従事期間については、調理業務従事証明書の**証明日現在で2年以上が必要**です。
ただし、勤務先で1か月以上の長期休暇がある場合は、その期間を除く2年以上の従事期間が必要です。
異なる期間に2か所以上の施設で調理業務に従事した場合は、施設ごとに証明が必要です。
- (3) **次の業務は、調理業務とは認められません。**
 - ①喫茶店営業（設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業）に該当する営業での業務（飲食店営業等において担当している業務が同程度の内容である場合を含む。）
 - ②食肉処理(畜肉の解体、分割等)、食品製造(調味料、菓子・パン、麺、水産製品等の製造)や飲料の調製
 - ③簡易な飲食店営業の対象となる調理
【具体例】・既製品（そのまま喫食可能な食品）を開封、加温、盛り付け等して提供する営業（食品例：そうざい、ハム、ソーセージ、缶詰、おでん等）
・半製品を簡易な最終調理（揚げる、焼く等）を行い提供する営業（食品例：唐揚げ、フライドポテト等）
・米飯を炊飯、冷凍パン生地を焼成する営業
- (4) **次の場合は、職歴（調理業務に従事していたこと）とは認められません。**
 - ①専ら調理品の運搬、配達、食器洗浄等（ウェイター・ウェイトレス等を含む。）に従事している場合
 - ②栄養士、保育士、看護師及びホームヘルパー等の職種として採用されている場合
（通常の勤務体系で専ら調理業務に従事している場合は、認められます。）
 - ③料理学校等で調理実習指導等に従事している場合
 - ④会社や研究所等で食品開発業務の一環として従事している場合
 - ⑤食品衛生法による営業許可を受けていない施設で従事していた期間
（寄宿舍、学校、病院等の給食施設の場合は、認められます。）
 - ⑥菓子製造業又は喫茶店営業の許可のみを受けた営業施設で従事している場合
 - ⑦飲食店営業の許可を受けた営業施設であっても、主にケーキやデザート類及びパン製造（調理パンのうち専ら料理の部分を担当している場合は、認められます。）の業務に従事している場合
 - ⑧外国の飲食店で従事している場合
 - ⑨高校在学期間中に従事している場合（定時制・通信制課程の場合は、認められます。）

7 提出書類

①	受験申請書	「受験申請書記入要領」を参照してください。
②	受験票・写真台帳	・太枠内を記入し、受験者の写真（縦4cm×横3cm）を貼付してください。 ・氏名は、戸籍や住民票のとおり正確に記入してください。 ・写真の裏面には、受験都県、氏名、生年月日を記入してください。
③	受験手数料の領収証書	同封の払込取扱票にて受験手数料をお支払い後、金融機関の領収印が押印された領収証書を「②受験票」の裏面に貼付してください。 ※宮城県、福島県、福岡県で受験される方は、「調理師試験を受験される方へ」を参照してください。
④	受験票送付用封筒	太枠内を記入し、110円分の切手を貼付してください。 ※提出時には封をしなくてください。
⑤	調理業務従事証明書	・「調理業務従事証明書作成時の注意事項」及び「調理業務従事証明書記入例」を参照のうえ、施設長（勤務先施設の長又は法人代表者）に作成を依頼してください。 ※受験者本人は記入、修正できません。
⑥	印鑑登録証明書又は 印鑑証明書（該当者のみ） ※受験者のものではありません。	・「⑤調理業務従事証明書」を個人が証明する場合は、市区町村に登録されている実印を押印し、押印した印の印鑑登録証明書が必要です。（複写無効） - また、法人が証明する場合は、職印又は登記された印鑑を押印し、登記された印鑑を用いる場合には、印鑑証明書が必要です。（複写無効）
⑦	戸籍個人事項証明書 （戸籍抄本）等（該当者のみ） ※発行後6ヶ月以内のもの	・「⑤調理業務従事証明書」に記載された氏名が現在と異なる場合は必ず提出してください。（複写無効） ・氏名変更の経緯が確認できるものが必要です。戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）で確認できない場合は、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）・除籍個人事項証明書（除籍抄本）・改製原戸籍抄本等を提出してください。 ※証明書が複数枚にわたる場合は、該当部分のみでなく、全て提出してください。
⑧	国籍等表示のある住民票 （外国籍の方のみ） ※発行後6ヶ月以内のもの	・外国籍の方については、国籍等表示のある住民票が必要です。（複写無効） ※個人番号（マイナンバー）や住民票コードが記載されていないものを提出してください。

「6 受験資格【1】学歴①中学校卒業以上の者」に該当しない次の方は、**学力認定書**が必要です。（複写無効）

- ・学校教育法による各種学校として認可されている外国人学校（朝鮮学校やインターナショナルスクール等）の卒業者
- ・外国における学校教育が9年未満の課程の卒業者

※学力認定書の発行には一定の期間がかかりますので、該当する方は住所地を管轄する都道府県の担当部署へ至急お問い合わせください。（「調理師試験を受験される方へ」を参照してください。）

※令和7年6月3日（火）までに学力認定の申請をしていない場合は、受験できません。

再受験について

次の調理師試験を以前に受験した方又は欠席した方で、今回同じ都県で受験する場合は、**過去の受験票（原本）を提出することにより、「⑤調理業務従事証明書」、「⑥印鑑登録証明書又は印鑑証明書」、「学力認定書」を省略**できます。

※受験時と現在の氏名が異なる場合は「⑦戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）等」が必要です。

※外国籍の方は「⑧国籍等表示のある住民票」が必要です。

- | | | | |
|----------------|----------------|----------------|----------------|
| ・青森県（平成22年度以降） | ・宮城県（令和2年度以降） | ・秋田県（令和6年度） | ・福島県（令和2年度以降） |
| ・茨城県（令和元年度以降） | ・埼玉県（平成23年度以降） | ・東京都（平成20年度以降） | ・新潟県（平成30年度以降） |
| ・富山県（平成22年度以降） | ・石川県（平成27年度以降） | ・福井県（令和4年度以降） | ・岐阜県（平成28年度以降） |
| ・愛知県（平成30年度以降） | ・三重県（令和2年度以降） | ・鳥取県（平成28年度以降） | ・島根県（平成30年度以降） |
| ・岡山県（平成28年度以降） | ・広島県（令和2年度以降） | ・香川県（令和2年度以降） | ・高知県（平成26年度以降） |
| ・福岡県（平成26年度以降） | ・佐賀県（令和元年度以降） | ・長崎県（令和元年度以降） | ・熊本県（令和2年度以降） |
| ・大分県（平成28年度以降） | ・宮崎県（令和2年度以降） | ・鹿児島県（令和2年度以降） | |

※過去の受験票を紛失した場合は、次の書類を提出してください。

・青森県・宮城県・秋田県・福島県・茨城県・埼玉県・東京都・新潟県 ・富山県・石川県・福井県・岐阜県・愛知県・三重県・鳥取県・島根県 ・岡山県・広島県・香川県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県 ・大分県・鹿児島県	本人確認のできる公的証明書（運転免許証、健康保険証等）のコピー ※福島県（令和2～4年度）については、当該年度の受験者情報を（公社）調理技術技能センターから同県に問い合わせ情報提供していただきます。
・宮崎県（令和3年度以降）	
・宮崎県（令和2年度）	全ての必要書類（提出書類の省略不可）

8 受験申請時の注意事項

- (1) 受験資格をご確認いただき、全ての提出書類を揃えたうえで受験手数料をお支払いください。
一度お支払いいただいた**受験手数料の返還はいたしません**。
なお、提出書類に不備があり、受験資格が確認できなかった方には、7月下旬頃に不備通知を発送し、書類の再提出をしていただく期間を設けます。再提出がなかった方、再提出をしていただいても受験資格が確認できなかった方についても、**受験手数料の返還はいたしません**のでご注意ください。
- (2) 提出書類で受験資格が確認できない場合は受験できません。また、一度受理した提出書類は返却いたしません。
- (3) 提出書類の内容が事実と異なることが判明した場合は、**受験者の受験資格や合格を取り消すほか、証明者も刑法の規定により処罰**されることがあります。
- (4) 車椅子の使用等、受験上の配慮を必要とする方は、受験申請時にあらかじめご連絡ください。
- (5) 試験会場の方針により、マスクを着用していない方のご入場をお断りすることがあります。マスク着用をお願いする場合は、受験票発送の際にご案内いたします。

9 受験票の発送

令和7年9月25日(木)に普通郵便にて発送します。

10月14日(火)に到着していない場合は、(公社)調理技術技能センターへお問い合わせください。

※転居した場合は、必ず郵便局で郵便物の転送の手続きをしてください。

10 合格発表

令和7年12月12日(金) 10時

ホームページ

(公社)調理技術技能センター (<https://chouri-ggc.or.jp>)

※合格発表日はアクセスが集中し、ページを閲覧しにくい場合がありますので、しばらく時間をおいてからアクセスしてください。

掲示

場所：(公社)調理技術技能センター (JACC ビル2階掲示板)、受験地の各都県庁等

※受験地の掲示場所については、「調理師試験を受験される方へ」を参照してください。

期間：令和7年12月12日(金)～12月18日(木)

※掲示場所により閲覧可能時間は異なります。

合格通知書

合格者にのみ、合格通知書を12月12日(金)に普通郵便にて発送します。

※合格通知書は、受験申請書に記載された住所に送付します。転居した場合は、試験当日に住所変更を届け出てください。また、試験後に転居した場合は、必ず郵便局で郵便物の転送の手続きをしてください。

11 試験結果の開示

試験の成績(合計得点及び各科目得点)を受験者本人からの申請に基づき開示します。

詳細については、(公社)調理技術技能センターのホームページでご確認いただくか、お問い合わせください。

受付期間：窓口での開示(閲覧) 令和7年12月12日(金)～令和8年1月13日(火)の平日10時～16時30分

郵送での開示(文書) 令和7年12月12日(金)～令和8年1月13日(火)(当日消印有効)

12 試験に関する問い合わせ先

公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当

住 所：〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-5 JACC ビル5階

電話番号：03-3667-1815(平日9時～17時)

FAX：03-3667-1868

ホームページ：<https://chouri-ggc.or.jp>

※試験問題や合否結果に関する問い合わせには一切お答えできません。

※当センターは試験実施機関であり、参考書等の出版・販売や受験準備のための講習会は行っておりません。

※受験申請で得た個人情報の利用及び活用範囲は、試験の実施に関わることにのみ限定します。利用目的を超えて使用することはありません。